

## 民事信託に関する裁判例と実務上の留意点<sup>1</sup>

2025年2月20日

弁護士 杉山苑子

### 第1 民事信託をめぐる動き

#### 1 公正証書作成件数<sup>2</sup>

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
民事信託件数	2223	2974	2924	3200	3960	4434	
内 容	信託契約	2088	2840	2768	3038	3753	4179
	遺言信託	83	76	65	87	94	150
	自己信託	52	58	91	75	113	105

#### 2 民事信託の特徴<sup>3</sup>

- ・委託者は高齢者（平均年齢80歳台<sup>4</sup>）
- ・受託者は委託者の子などの親族であり、受託者が主導して信託の設定に至ることが多い
- ・信託の利用動機は、高齢者の財産管理への不安が圧倒的に多く、財産承継目的も多い
- ・信託財産は金銭、不動産が多い。財産規模は数千万円～数億円が多いが、3000万円未満も一定数ある。

→典型的な利用は、高齢者の委託者が、全財産のうち、一定の金銭と不動産を子供に信託し、委託者生前中の財産管理を依頼し、財産承継をも目的とする自益信託

#### 3 民事信託業務に関する弁護士の関わり方

信託契約書の案文作成及びコーディネート業務

コーディネート業務

- ・公証人との間で信託契約公正証書の案文について事前調整
- ・信託口座を開設する予定の金融機関に口座開設の条件を確認
- ・信託財産に不動産が含まれる場合には、信託の登記等に関し司法書士に相談
- ・信託に関する税務については税理士の意見を確認

<sup>1</sup> 本稿は、拙稿「シンポジウム「高齢者を委託者とする家族間信託の現状と課題」実務の現状と課題」（信託法研究第48号）の一部を敷衍するものである。

<sup>2</sup> 日本公証人連合会の集計

<sup>3</sup> 第22回弁護士業務改革シンポジウム・第6分科会「民事信託と後見制度」（令和4年9月3日）で公表したアンケート結果

<sup>4</sup> 八谷博喜「家族を受託者とする信託（民事信託）の現状とその課題」信託法研究45号

#### 4 ガイドラインの策定

- ・日本弁護士連合会「民事信託業務に関するガイドライン」(令和4年12月16日)  
民事信託を適正に利用し、民事信託の健全な発展を目指すことを目的としたガイドライン。弁護士が民事信託に関する業務を受任した際に留意すべきことを時系列に沿って記載している。

→日弁連ホームページ

HOME>私たちの活動>民事司法分野の改革・改善>日弁連信託センター

- ・日本司法書士会連合会民事信託等財産管理業務対策部民事信託ワーキングチーム「民事信託支援業務の執務ガイドライン」(令和6年11月)

民事信託・福祉型信託の適正な普及促進に向けて、司法書士が民事信託支援業務を行う際に、当事者を支援する業務について基本的な事項をまとめたガイドライン。

→日司連ホームページ

HOME>ギャラリー>委員会公開資料

## 第2 民事信託に関する裁判例

### 1 民事信託に関する裁判例

#### (1) 裁判例1・東京地判平成30年9月12日

信託設定の効力が委託者の相続人である兄弟間で争われた事案。

(信託の内容)

委託者：親A

受託者：二男Y

当初受益者：親A

A死亡後第一順位受益者：

長男X(6分の1)、二女B(6分の1)、二男Y(6分の4)

A死亡後第二順位受益者：二男Yの子供ら(均等割合)

信託財産：A所有のすべての不動産+300万円

(経緯)

H27.1.31 A末期の胃がんと診断

H27.2.5 信託契約締結

H27.2.18 A死亡

(事案のポイント)

- ・信託財産たる不動産にはAが居住していた居宅、賃貸物件、山林等があった。
- ・居宅は先祖代々のものであり、売却、運用は予定されておらず、山林等は売却、賃貸することが現実的に不可能→これらの不動産は経済的利益の分配が想定されていない。

(裁判所の判断)

信託のうち、経済的利益の分配が想定されない不動産を信託の目的財産に含めた部分は、遺留分制度を潜脱する意図で信託財産を利用したものであって、公序良俗に反して無効とされた。

(2)-1 裁判例 2-1・東京地判平成30年10月23日

委託者兼受益者による信託の終了の可否等が争われた事案

(信託の内容等)

委託者：親 X (S11 生まれ)

受託者：二男 Y

受益者：親 X

帰属権利者：受託者

(経緯)

H28.11.16 信託契約締結

H29.5.17 X→Y 詐欺による取消の意思表示

H29.7.26 訴え提起

(事案のポイント)

「受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更し、若しくは本件信託を一部解除し、又は本件信託を終了することができる。」との条項の解釈

(裁判所の判断)

委託者による詐欺取消、錯誤無効、債務不履行解除、信託目的の不達成または委託者兼受益者の合意による信託の終了の主張はいずれも認められなかった。

信託の終了の主張については、本件信託の原告が、任意の時期にこれを終了させることができるのだとすれば、本件信託の受託者である被告との合意によって本件信託を終了することができるとの上記規定は、無意味なものとなるとして、当該条項は、164条3項の別段の定めにあたりと判断した。

(2)-2 裁判例 2-2・東京地判令和5年3月17日

裁判例 2-1 と同一事案についての後続訴訟。

委託者兼受益者による受託者の解任の可否等が争われた事案

(裁判所の判断)

委託者兼受益者である原告が受託者である被告を任意に解任することができることと解すると、被告が信託の終了に同意しない場合、原告は、任意に被告を解任した上で、自らの意向に従う者を新受託者に選任し、その者との合意によって、信託を終了することができることとなり、原告の信託終了権限を制限した本件規定が、実質的に無意味なものとなる。

受託者報酬は無報酬であるところ、合理的な理由なく解任されると、それまでの事務処理への対価を得ることもできない事態となるが、それを許容して信託契約を締結したとは考え難い。

→当該条項は、信託法58条1項の任意解任権を制限する同条3項の別段の定めに該当するとし、受託者の同意のない解任は無効と判断した。

(3) 裁判例3・東京地判令和2年12月24日

委託者兼当初受益者の妻（第二次受益者）が、夫の死亡後に、委託者としての地位を承継して、受託者である養子との間の信託契約の効力を争った事案。

(信託の内容等)

委託者：養父 A (S10 生まれ)

受託者：養子 Y (S49 生まれ)

当初受益者：養父 A

第二次受益者：養母 X (S6 生まれ)

帰属権利者：養子 Y

信託監督人：専門職

(経緯)

H25.5.20 亡 A・X と Y の間で養子縁組

H26.10.15 信託契約締結

H27.8.6 亡 A 死亡

H28.11.27 X→Y 本件信託契約を詐欺により取り消す旨の意思表示

H30.12.4 X・Y 離縁

(事案のポイント)

- ・亡 A・X 夫婦には実子がおらず、亡 A は K 家を存続させるために Y と養子縁組を締結した。

(裁判所の判断)

養母 X から公序良俗、詐欺、錯誤等が主張されたが、いずれも排斥され、信託契約は有効であると判断された。

(4) 裁判例4・東京地判令和3年2月2日

遺言信託の解釈が問題となった事案

(信託の内容等)

委託者：遺言者 F

受託者：F の二男 Y

受益者：F の長女 E

信託財産：F の預貯金・現金のうちの4分の1に相当する金額

信託監督人：専門職

帰属権利者：E の死亡により信託が終了した時は E の長女 H に帰属させる

(経緯)

H26.5.16 F 公正証書遺言作成

- ・預貯金・現金のうち4分の2を二男Yへ相続させる
- ・預貯金・現金のうち4分の1を、受益者を長男Gとする信託
- ・預貯金・現金のうち4分の1を、受益者を長女Eとする信託

H28.8.15 Fの長女Eの長女H死亡

H28.11.6 遺言者F死亡

Fの法定相続人→長男G、二男Y、長女E

H29.10.1 E死亡

Eの法定相続人→長女X1、二女X2

(事案のポイント)

- ・Eより先に帰属権利者として指定されたHが死亡している場合の帰属権利者  
→帰属権利者の指定がないとみて委託者Fの相続人(信託法182条2項)が帰属権利者となるのか、委託者Fは亡Hの法定相続人を帰属権利者として指定していたとみるのか
- ・F死亡前1年間の間にYによって口座から引き出された払戻金は信託の対象財産となるか

(裁判所の判断)

- ・Fは、Eの死亡により遺言信託が終了した際に、Fの一般承継人が帰属権利者となることは意図していなかったとして、Fのひ孫であるXらに残余財産を帰属させる旨の黙示の指定があったと認められる。
- ・Fの相続開始時、Fが払戻金である現金を保有していた事実は認められないから、相続開始時に現存していなかった現金は信託財産に属するものとは認められない。

(5) 裁判例5・東京地決令和3年3月24日

遺言信託の受託者となるべき者として指定された者が信託の引き受けをしなかったとして、裁判所に対し、遺言信託の受託者の選任を求めた事案。

(信託の内容等)

委託者：遺言者A

受託者：専門職X

信託財産：7部屋のアパートの用に供されている建物とその敷地

(経緯)

H28.12.8 遺言公正証書作成

R2.4.9 遺言者A死亡

R2.9.1 Xが相続人に対し信託の引き受けをしない旨通知

R2.10.3 受託者選任申立て

R3.3.24 受託者の選任

(事案のポイント)

- ・遺言者の死亡から1年以内に受託者の選任が必要

(受託者選任までの経緯)

- ・ X は受託者として遺言者 A の養子を推薦したが、A の実子が反対
  - ・ R3.2 信託協会から 2 社の推薦を受けたが、いずれも R3.3 に辞退(指図人がいない、遺言信託の内容に合った不動産管理信託として受託することは困難)
- 養子は受託者報酬を辞退、実子と協議の上、不動産管理会社への委託や弁護士等による法的アドバイスの提供が想定されている等の事情から、最終的に養子を受託者として選任

(6) 裁判例 6 ・東京地判令和 3 年 9 月 1 7 日

信託組成に関わった専門職の損害賠償責任が問われた事案

(信託の内容等)

委託者：親 X (S12 生)

受託者：子 A

受益者：親 X

(経緯)

H30.8.30 X の代理人 Y と A との間で信託契約締結 (第 1 契約)

H30.9.21 a 銀行で A 信託口名義の口座開設

それ以外の銀行からは口座開設断られる

H31.1.30 b 信金から、代理方式での契約を理由に口座開設断られる

H31.2.28 X・A との間で第 1 契約が無効であることを確認した上、信託契約締結  
(第 2 契約)

(事案のポイント)

- ・ Y の債務不履行責任、不法行為責任の成否

(裁判所の判断)

Y の X に対する情報提供義務及びリスク説明義務違反の不法行為責任が認められた。

(7) 裁判例 7 ・東京地判令和 3 年 1 1 月 1 8 日

委託者兼受益者である X (母) が、受託者である Y (子) に対し、X の意思表示により信託契約は終了したとして不動産の所有権移転・信託登記の抹消登記手続き等を求めた事案。

(信託の内容等)

委託者：母 X (S6 生まれ)

受託者：長女 Y

受益者：母 X

帰属権利者：X の死亡により終了したときは Y、X の死亡以外の事由により信託が終了したときは X に帰属させる

(経緯)

R1.9.30 信託契約締結

R2.2.3 Xが自宅をでて長男dが提供又は紹介した場所で生活を送るようになり、Yと音信不通になる

R2.4.22 XがYに対し信託を終了させるとの意思表示  
(事案のポイント)

・Xによる信託終了の意思表示が意思能力を欠いていたか否か。

(裁判所の判断)

Xの意思表示は有効であり、信託は終了したと判断された。

(8) 裁判例8・東京地判令和4年10月14日

信託契約が委託者の意思能力を欠くものとして無効と判断された事案

(信託の内容等)

委託者：X (S22 生まれ)

受託者：専門職 Y1

受益者：X

残余財産の帰属等：定めなし

(経緯)

H25.10.10 X・Y1間で移行型任意後見契約締結

H30.5.23 Xの母が死亡、Xは不動産を相続取得

H30.11.7 X、有料老人ホーム入所 HDS-R 6/30点

R1.6.12 X・Y1間で信託契約締結

R2.9頃 Y1からY2に対し、不動産を売却し移転登記

R2.10.1 Xについて財産管理者選任

R2.11.4 Xについて後見開始審判

(事案のポイント)

・任意後見契約を締結していた専門職が、任意後見契約を発効させることなく信託契約(公正証書によるものではない)を締結した上、廉価で不動産を売却。

(裁判所の判断)

Xから信託契約の不存在、意思能力無効が主張され、意思能力無効の主張が認められた。

(9) 裁判例9・横浜地判令和5年12月15日

信託契約書作成後に委託者が相続によって取得した不動産について信託契約に基づく登記がなされたことに対し、委託者の成年後見人が登記の無効、信託契約の解除を主張した事案

(信託の内容等)

委託者：姉 X (S3 生まれ)

受託者：弟 Y  
受益者：姉 X  
信託財産：X の全財産

(経緯)

H19.9.30 信託契約締結  
R2.5.28 X の夫死亡  
R2.9.23 X について後見開始の審判  
R2.9.28 相続を原因とする X に対する所有権移転登記  
R2.10.19 信託を原因とする Y に対する所有権移転登記+信託登記

(事案のポイント)

・信託契約後に委託者が取得した遺産が「全財産」に含まれるか

(裁判所の判断)

委託者には将来相続により取得する財産について、別途の意思表示を要することなく信託する旨の意思を有していたとは認められないとして、登記の無効が認められた。

(10) 裁判例 10・東京高判令和6年2月8日

原審：さいたま地裁越谷支部判決令和4年3月23日

姉（2人いる受益者のうちの1人）が妹（受託者）に対し、信託不動産の賃料収入から経費を除いた利益の2分の1相当額の支払い等を求めた事案。

(信託の内容等)

委託者：母 A（S9 生まれ）

受託者：妹 Y

受益者：母 A（A 死亡後は Y の子 B）

姉 X（委託者の X に対する扶養の範囲で受益権を与える）

帰属権利者：Y の子 B

「受託者は、信託金融資産から公租公課、保険料、修繕費その他の必要経費を支払い又は控除した上、受託者が相当と認める額の生活費等を受益者に交付し、受益者の施設利用費、病気療養費等を銀行振り込み等の方法で支払う。また、受益者の希望に沿った必要な費用、祭祀に係る費用を支払う。」

(経緯)

H29.6.15 信託契約締結  
H29.10.26 A 死亡  
H30.9.25 訴訟提起

(事案のポイント)

・裁量信託における受益債権の内容

(裁判所の判断)

本件信託契約に基づく具体的な権利として、受益者 X が受託者 Y に対し、本件信託



不動産に係る一定期間に生じた賃料収入から経費を控除した金額の2分の1の請求権を有するものとは解し難いと判断した。

## 2 裁判例に表れた民事信託の内容

### (1) 委託者の状況

委託者が高齢者（75歳以上） 裁判例2、3、5、6、7、9

組成後まもなく死亡 裁判例1（同月）、3（約10か月後）、4（約2年半後）、10（約4か月後）

組成時点で判断能力低下 裁判例8（組成時72歳頃）

→高齢または死期に近い時期に組成

### (2) 委託者と受託者の関係

委託者：親、受託者：子 裁判例1、2、3、4、6、7、10

委託者：姉、受託者：妹 裁判例9

受託者：専門職 裁判例5、8

→親子間での信託が多い

### (3) 受益者と成年後見制度

- ・裁判例5（受益者の成年後見人）
- ・裁判例8（委託者兼受益者の成年後見人）
- ・裁判例9（委託者兼受益者の成年後見人）
- ・裁判例10（受益者の保佐人）

→信託組成後に成年後見人等が選任されている

### (4) 受託者の立場

受託者が受益者・帰属権利者等

裁判例1（受益者）、2、3、7（以上、帰属権利者）、10（受託者の子が帰属権利者）

→受託者または受託者に近い親族が受益者・帰属権利者と指定

### (5) 専門家の関与

弁護士・司法書士等の関与 裁判例1、3、4、5、6、7、8

公証人の関与？ 裁判例2、10

→専門家が組成に関与している

### (6) 信託行為の種類

信託契約 裁判例1、2、3、6、7、8、9、10

### 第3 紛争事例から見る実務上の留意点

#### 1 委託者の意思確認

委託者が高齢であることから、信託組成時の委託者の意思能力は問題となりうる（裁判例1）。

また、信託を組成した委託者自身が信託の無効・終了等を主張している事案も複数見られる（裁判例2、7）。いずれの事案も、契約して間もない時期に無効や終了を主張するに至っており、契約締結当初、委託者自身が信託契約の内容を理解し、真に信託をするという意思を有していたのかという点に疑問が生じる。

↓

#### ○日弁連ガイドライン

##### 第1 依頼者の意思確認

- 1 信託契約の締結に当たっては、依頼者は委託者であることを理解し、また、依頼者は委託者であることを関係者にも説明しなければならない。
- 2 信託契約を締結する前には、必ず委託者と面談し、委託者の意思能力及び信託設定意思の確認をしなければならない。

##### 第7 公正証書の作成

- 1 信託契約は、原則として公正証書によって行う。
- 2 公正証書の作成の嘱託に当たっては、委託者の代理人による嘱託は避け、委託者本人が嘱託を行う。

#### 2 民事信託を利用する必要性

信託の内容及び信託設定後の管理状況などから、そもそも民事信託を利用する必要があったのか、民事信託以外の法制度（任意後見、遺言など）の利用も考えられたのではないと思われる事案も見られる（裁判例7、8、9）。

↓

#### ○日弁連ガイドライン

##### 第2 民事信託以外の選択肢の検討

- 1 民事信託に関する相談を受けた際、依頼者の事情に応じ、任意後見、法定後見、贈与、遺言等、他の法制度の利用可能性も十分に検討した上で、利用する制度の選択肢を提示する。

#### 3 委託者の権利を制約する条項の必要性

信託組成後に委託者・受託者間の関係悪化が多く見られる（裁判例2、3（委託者の地位を承継した妻）、7、10）。

信託の終了を求めたもの（裁判例2、3、7）のうち、委託者の権利を制約する信託条

項が入っていたもの（裁判例 2-1、2-2、3）は、当事者間の関係が悪化しているにも関わらず、信託関係を解消できなかった。

司法判断は信託条項を重視する傾向にある。

↓

#### ○日弁連ガイドライン

「例えば、委託者と受益者の合意による受託者の解任権（信託法 58 条 1 項）や委託者と受益者の合意による信託の終了権（信託法 164 条 1 項）を制限することは、通常、依頼者である委託者の利益になるとは考えられない。受託者候補者の意向に従い、安易に、これらの権利を制限することは厳に慎むべきである。仮にこれらの権利を制限するときには、委託者が本心からそれを望んでいるか、慎重に確認しなければならない。」

### 4 受託者の監督

信託契約締結後、信託財産の引き渡しが行われぬ（裁判例 7）、所有権移転登記及び信託の登記を遅らせる（裁判例 8）、委託者が信託財産の管理を継続している（裁判例 2）、受託者が信託事務を行っていた形跡がないなど（裁判例 9）、受託者業務が適切に行われていないと思われるものがみられる。

↓

#### ○日弁連ガイドライン

##### 第 3 依頼者らに説明すべき事項

- 1 信託契約の締結に当たっては、依頼者に対し、どのような財産の管理又は処分が行われるかについて説明し、また、受託者に就任する予定の者に対しては、受託者は各種の重い義務を負っていることを説明しなければならない。

##### 第 8 信託口座の開設

- 1 受託者が信託財産に属する金銭を預貯金で管理する場合には、信託口座を開設するようにしなければならない。
- 2 信託口座の取扱いは金融機関によって異なるため、信託契約書を作成する前に、口座開設の可否及び要件について金融機関に確認することが望ましい。

##### 第 10 弁護士による継続的な関与

- 1 民事信託では、受託者に対する実効性ある監督を行うため、原則として、受託者に対する監督機関（信託監督人又は受益者代理人）を設置する。
- 2 受託者に対する監督機関（信託監督人又は受益者代理人）には、信託契約の締結に関わった弁護士が就任することが望ましい。

### 5 信託法その他法律の理解

民事信託を組成するにあたっては、通常専門家が関与している。

信託法その他の法律の理解が不十分であると専門家の関与によって紛争を招きかねない。専門家は受託者となることはできないにもかかわらず（信託業法 3 条 1 項、7 条）、

受託者となっているケース（裁判例5、8）、委託者の代理人と受託者との間で信託契約が締結されたケース（裁判例6）が挙げられる。

また、信託条項の解釈が争点となったケースもある（裁判例2、4）。

↓

○日弁連ガイドライン

#### 第4 信託契約の条項の検討

- 1 信託契約の条項の検討に当たっては、信託法、信託法施行令、信託法施行規則、信託計算規則、民法その他信託に関連する法令の内容及び趣旨を踏まえた条項になるよう留意する。
- 2 信託契約の条項は、その内容が一義的に明確であり、かつ、矛盾がないようにしなければならない。

### 6 遺留分への配慮

遺留分侵害が紛争に発展することがある（裁判例1）。

信託の利用によって遺留分制度の適用を排除することはできず、また、未だ遺留分に関する確たる判例がないことから、遺留分侵害が問題となった場合には紛争が長期化する可能性がある。

↓

○日弁連ガイドライン

#### 第5 遺留分への配慮

信託契約書の案文の作成に際しては、遺留分侵害額請求権を行使される可能性があるか十分に検討しなければならない。

### 7 後見制度との関係

受益者に法定後見の利用が開始されている事例が多くみられる（裁判例5、8、9、10）。民事信託では受益者として高齢者や障害者が想定されていることが多いことから、信託継続中に法定後見が関わってくるということは十分考えられる。

後見人が付けば受益者に代わって受託者の監督が行われることになるため、受託者への監督機能が働くという点では望ましいといえるが、他方で、信託の組成に関わっていない第三者が信託開始後に関与するという側面もある。

## 第4 民事信託に関する問い合わせ

・日弁連が設置している民事信託に関する問い合わせ窓口（各種信託関連団体向け）

→日弁連ホームページ

HOME>私たちの活動>民事司法分野の改革・改善>日弁連信託センター

④ 信託関連団体との交流

→所定の申込書に必要事項を記入の上、FAX・電子メールで申し込み 以上